

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名 山口 義枝
学位 博士 (学術)
学位記番号 新大院博 (学) 第74号
学位授与の日付 平成26年3月24日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
博士論文名 心理面接において生じる身体感覚の臨床的意義

論文審査委員 主査教授 横山 知行
副査准教授 小堀 彩子
副査准教授 杉澤 武俊
副査 上智大学 教授 横山 恭子

博士論文の要旨

本論文は、心理面接においてクライアントおよび面接者に生じる身体感覚の臨床的意義について論考し、これを活用する方法について心理臨床学の観点から検討したものである。

本論文の構成に沿って、以下にその概要を示す。

第1章では、本論文で提示する遊戯療法、心理面接の基本構造を示し、これらが治療的变化を生じさせる要因の一つである共感的理解について概説した後、身体感覚の概念および乳幼児期における身体感覚の発達に関する文献的展望を行っている。これにより、人が他者と関わる時には、お互いの身体感覚が相互に影響・混交しあう円環的過程が生じること、また、人は生後すぐから他者と身体感覚による交流をおこなっていることを明らかにしている。さらに、共感の原型は乳幼児に顕著に見られる身体感覚の情動調律にあることを呈示している。

第2章では、面接時に生じる身体感覚の病態別特徴について、ヒステリー、心身症、統合失調症、器質性疾患を取り上げ、それぞれに応じた身体感覚の活用の仕方には相違があること、一方、身体感覚の活用のためにいずれの病態にも共通する必要な要件は、多様な身体感覚をほどほどに感じ取れる能力であることを明らかにしている。

第3章では、精神力動論の観点から、心理面接において身体感覚を活用することに関連した概念として、転移・逆転移、投影同一視、中間領域を取り上げている。また、面接者が自らの身体感覚をクライアントへの共感に役立てるためには、身体感覚を言語化、イメージ化し、クライアントとの中間領域にある身体感覚に着目するよう努めることが必要であると指摘している。

第4章では、自験例のケースシリーズにより、まず、遊戯療法と言葉による心理面接それぞれにおける自験例を用いた検討を行っている。遊戯療法の事例に共通することから、遊びの中で、面接者が子どもの身体感覚を共感、保持することにより治療的变化が生じるとし、そのような変化が生じるために必要な面接者の要件について論じている。一方、言葉による心理面接では、まず面接者側の身体感覚の活性化が必要であると考察している。

第5章では、心理面接において身体感覚を活用するための訓練として、五感イメージの模倣となぞりによる身体感覚の活性化、タヴィストック方式乳幼児観察、遊戯療法を通して非言語的交流に慣れること、それまでの身体感覚訓練を基にして想像力の伸長に努めることが有用であることを指摘している。

第6章では、第4章で提示した事例について、心理面接における身体感覚を用いる方略を検討するために、自験例をクライアントの身体感覚との心理的距離の遠近、身体感覚への受容という2つの基準により4群に分類し、各群における面接者の関わりの特徴を検討したケースシリーズの分析を行っている。この分析から、各群の特徴を見いだしている。また、これと併せて、このような心理療法を行うのに相応しい面接者の資質および身体感覚を活用する際の留意点について論考している。

最後に、第7章では、簡潔な概略を示すとともに、今後の課題について述べている。

審査結果の要旨

申請者は今日に至るまで、臨床実践に基づく事例研究論文として、「遊びに再現された外傷体験」心理臨床学研究 12(1994)、「遊戯療法における治療者を食べることの意味」心理臨床学研究 14(1996)、「乳幼児観察の経験」心理臨床学研究 17(1999)、「治療者の体感を心理療法にどう活かすか」日本大学文理学部心理臨床センター紀要(2005)、「強迫性障害のクライアントが持つ不安への身体的共感についての一考察」心理臨床学研究 23(2006)、「心理面接者の身体感覚に関する臨床的意義」放送大学研究年報 27(2009)、「クライアントに共感する面接者の身体感覚の効果について—強迫パーソナリティのクライアントとの面接を通して」日本大学文理学部心理臨床センター紀要(2012)、「クライアントが自身の体験を見つける過程—情動調律の視点よりの検討」心理臨床学研究 31(2013)の8編(うち査読付5編)を著している。そこに通底するテーマは、本論文の題目でもある『心理面接において生じる身体感覚の臨床的意義』である。

これまでも心理臨床学の領域で、心理療法における身体感覚について言及した論文は稀ではない。しかし、それらは上述した申請者自身の著作も含め、いずれも一事例又は二事例による事例研究論文において、身体感覚が果たした役割を、個々の事例に則した考察の一部として記載したものであり、このテーマを主軸とした研究は行われていない。また、これを活用した具体的な方法について体系的に述べたものは海外においても皆無に近い。本論文は、このような研究の現状を踏まえ、ケースシリーズ研究を用いることで、心理臨床における身体感覚の意義の理解をより深化させ、その活用法を、訓練の方法も含め、具体的に検討していくことで実際の心理臨床活動に還元することを目的とし、執筆されたものである。本論文は、この目的に、ほぼかなったものとなっている。なお、特筆すべき点は下記の通りである。

申請者は、まず、ケースシリーズ研究の分析結果より、身体感覚を活用した面接を行う際に、クライアントにおける自らの身体感覚との心理的距離感、および身体感覚の受容という2つの指標によりクライアントを4群に分類し、面接者が行うべき具体的方略のモデルをそれぞれ次のように呈示した。①身体感覚との心理的な距離が近く身体感覚を受容しやすい群への方略:クライアントの表現の中に身体感覚が含まれているので、面接者はクライアントが自ら表現する身体感覚を受け取ることに集中する。②身体感覚との心理的距離が近く身体感覚を受容しにくい群への方

略：クライアントは自分自身の身体感覚を受け入れ難いため投影同一視の機制を用いる。この際、面接者は比較的この防衛機制に気づくことが容易であるので、それを十分理解した上で、身体感覚をイメージ化、言語化して呈示する。③身体感覚との心理的距離が遠く身体感覚を受容しやすい群への方略：クライアントは自分自身の身体感覚に触れにくいので、面接者はクライアントに対しクライアントが感じているであろう身体感覚を仮説的に呈示し修正しつつ明細化していく。④身体感覚との心理的距離が遠く身体感覚を受容しにくい群への方略：クライアントは自分自身の身体感覚に触れにくく受容も困難である。このような際、面接者は身体感覚を感じつつもそれを言語化すること自体が極めて困難になるので、面接者は言語以前の感覚を保持しつつ面接に臨む。

このモデルは、深層心理学に基づく面接や遊戯療法を行う際、身体感覚を活用する上で、新たに明確な指標を呈示したものと評価できる。

また、本論文では心理面接において身体感覚を活用するための訓練についても、具体的かつ実践的な提言がなされている。これにより、本論文は学術的な価値のみならず、心理臨床の専門家あるいはそれを志す者にとって臨床技法を学修・深化させるものとしても有意義なものとなっている。

なお、臨床事例を扱った論文であるため、研究倫理に十分留意する必要があるが、この点に関しては、日本心理臨床学会の倫理基準および論文執筆ガイドに従い、学術論文にする際クライアント本人の同意を得ており、さらに、クライアントが特定されないよう十分配慮した事例の断片のみ臨床素材として呈示するという配慮がなされている。

以上のことから、本論文は、博士（学術）の学位を授与するに十分な水準を満たしていると、主査及び副査が全員一致で判断した。